「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同一の有効成分を同一量含み、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、新薬と同等の効き目や安全性について国が厳格な審査のうえ、製造販売の承認をしているお薬です。新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、その分価格が安くなっています。

そこで、相生市では、国民健康保険に加入している人を対象に、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。

このお知らせは、ジェネリック医薬品の使用を促進することによって、医療の質を落とさずに、患者さんのお薬代の軽減や全体の医療費の効率化（医療費の削減）を図るほか、一人ひとりの保険税の負担軽減につなげることを目的としています。

なお、皆様の家計をサポートできることから、選択肢を増やすためにお送りしていますので、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければいけないものではありません。皆様がジェネリック医薬品を使うかどうかの参考資料としてお役立てください。

お知らせの対象となる方

次のすべてにあてはまる方にお送りしています。

① 相生市国民健康保険に加入している方

② 相生市国民健康保険を使ってお薬の処方を受けた方

③ 処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代が一定額以上お安くなる方

お知らせの内容

処方を受けているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どのくらいお薬代がお安くなるのか、その一例を記載しています。

＜ 裏面もご覧ください ＞

注　意　事　項

（必ずお読みください）

●　このお知らせに記載した金額は、お薬代のみを対象としています。実際に医療機関や薬局へお支払いになる金額には、調剤料などが加わります。

●　お薬代が下がっても、医療機関や薬局へのお支払金額の合計が切り替え前と変わらない、または、高くなる場合があります。

※　例えば、院内処方（医療機関内部で直接お薬を受け取ること。）の場合と、院外処方（医療機関で処方せんを受け取り、外部の薬局でお薬を受け取ること。）の場合とで、お支払いになる金額に影響があります。

●　国や県、相生市から医療費助成を受けている方は、実際のお支払金額と異なる場合があります。

●　ジェネリック医薬品は医療用医薬品ですので、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。

●　すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

●　ジェネリック医薬品は新薬と同じ主成分であっても効き目や副作用等に個人差があります。ジェネリック医薬品を希望される場合は、必ず医師・薬剤師にご相談ください。